

別表 法第 87 条の規定に基づく開示の実施の方法（同条第 1 項の規定に基づく電磁的記録の開示の方法を含む。）

		開示の実施の方法	
	法人文書の媒体の種別		
1	文書又は図画（2 から 4 までは又は 10 に該当するものを除く。）	閲覧	当該文書又は図画の閲覧（法第 24 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、開示実施方法は写しの交付のみ）
		写しの交付	当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したもの又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を F D、C D-R 若しくは D V D-R に複写したもの の交付 ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは A 2 判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付
2	マイクロフィルム	閲覧	当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧 ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを A 1 判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
		写しの交付	当該マイクロフィルムを A 4 判の用紙に印刷したものの交付 ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付
3	写真フィルム	閲覧	当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの閲覧
		写しの交付	当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付
4	スライド（10 に定める場合におけるものを除く。）	閲覧	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
		写しの交付	当該スライドを印画紙に印画したものの交付
5	録音テープ（10 に定める場合におけるものを除く。）又は録音ディスク	閲覧	当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
		写しの交付	当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間 120 分のもの）に複写したものの交付
6	ビデオテープ又はビデオディスク	閲覧	当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
		写しの交付	当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（記録時間 120 のものに限る。）に複写したものの交付
7	電磁的記録（5、6 又は 9 以外のもの）	閲覧	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
		写しの交付	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 ロ 当該電磁的記録を F D に複写したものの交付 ハ 当該電磁的記録を C D-R に複写したものの交付 ニ 当該電磁的記録を D V D-R に複写したものの交付

		開示の実施の方法	
	法人文書の媒体の種別		
8	電磁的記録（フロッピーディスク又はホログラムによる開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）	写しの交付	当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
9	映画フィルム	閲覧	当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
		写しの交付	当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
10	スライド及び録音テープ（同時に視聴する場合）	閲覧	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
		写しの交付	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
備考			